

令和6年第12回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日時 令和6年12月20日（水）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	梶内 徳仁			3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩			12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

17番委員	手代木 久司				

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

2番委員	中島 吉郁	11番委員	島影 盛継		

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主事	渡部 由華子		

7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人				

議長（会長）	只今より、令和6年第12回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員1番・長谷川 泰道委員、同じく18番・佐々木 隆夫委員、以上2名の方をご指名申し上げます。それでは議事に入ります。 はじめに、議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員6番） 大島 光信 委員	農業委員6番大島より、議案第55号の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、親族間での農地の所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月13日午前9時から、町北班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より、議案第55号の2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月16日午後5時30分から、湊班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より3番から4番について報告願います。
（推進委員18番） 奈良橋 渉 委員	推進委員18番奈良橋より、議案第55号の3番から4番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番と4番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月16日午後2時から、荒井班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、川南班担当委員より5番から6番について報告願います。
（推進委員16番） 高橋 一美 委員	推進委員16番高橋より、議案第55号の5番から6番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 5番と6番の案件は、認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月16日午後2時から、川南班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）

議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。（異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 10 ページをお開きください。 議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、日橋班担当委員より 1 番について報告願います。
（推進委員 5 番） 山田 千代志 委員	推進委員 5 番山田より、議案第 56 号の 1 番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、資材置場 を整備する計画で、所有権を移転するものです。 農地区分は、第 3 種農地の「市街地内農地」に該当すると見られることから、許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、12 月 18 日午前 10 時 30 分から、農地部 3 名、日橋 班委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、八田班担当委員より 2 番について報告願います。
（推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	推進委員 1 番梶内より、議案第 56 号の 2 番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、ボーリングによる地質調査 を実施する計画で、使用貸借権を設定するものです。 農地区分は、「農用地区域内農地」ではありますが、申請事業は「一時転用事業」と見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、12 月 18 日午前 11 時から、農地部 3 名、八田班委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （荒井重隆委員 挙手）
（農業委員 5 番） 荒井 重隆 委員	以前からボーリングによる地質調査は一時転用許可が必要になりますか？
農業委員会事務局	市街化区域での転用許可は不要ですが、市街化調整区域では許可は必要です。
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。（異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 57 号 営農型太陽光発電設備の設置に係る許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

農業委員会事務局	総会資料の13ページをお開きください。 議案第57号営農型太陽光発電設備の設置に係る許可申請についてであります。 この案件は、営農型太陽光発電設備の設置にあたり、農地法第3条第1項、同条第2項ただし書き及び同法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、農業委員会の議決を求めるものであり、転用及び権利の設定等が相互に関連することから、一括して提案するものです。 それでは、ただ今の提案理由から引き続きまして、改めてお時間頂きながら詳細説明させていただきます。 総会資料13ページ14ページをお開きください。表題名、議題名の次に文章がございます。同条第2項ただし書きを改めて追加表記しました。ただし書きの部分につきましては例外的に許可ができる要件を定めている規定です。 それでは一点目、農地法第5条関係の表をご覧ください。このうち、許可を受けようとする土地の表示の中の面積ですが計画の概要に記載しているとおおり、一時転用の面積については1番が996㎡の内30.55㎡、2番が1,070㎡の内42.95㎡です。それぞれ計画の概要に杭やフェンスの面積を記載しております。 2 農地法第3条関係（賃借権）について、許可を受けようとする土地の表示の面積が1番996㎡の内、転用面積30.55㎡を除く965.45㎡、2番1,070㎡の内、転用面積42.95㎡を除く1,027.05㎡に対して一時転用と同じ10年間の賃借権を設定しております。一時転用の期間が一般的に3年以内ですが、今回は認定農業者が下部の農地で農業を行うことから10年以内に設定が可能です。 3 農地法第3条関係（区分地上権）について、区分地上権上にある空間または地下の使用に支障をきたさないよう土地の使用に対し制限ができる権利です。例えば土地の所有者が果樹を植える等して太陽光パネル事業に支障及ぼさないよう植栽しない等の制限を加えることができる権利になります。その面積について1番が527.63㎡、2番が376.39㎡であり主に太陽光パネルの面積です。1番と2番で面積が違うのは太陽光パネルを一列に並べる場合と二列に並べる場合で相違がございます。1番が二列にするためパネル間の土地に対しても区分地上権が発生するため、その分の面積が大きくなっております。 これまでの太陽光発電施設の概要についての資料をお配りしております。こちらの目的をご覧ください。会津若松市においては国の脱炭素先行地域に指定され、再生可能エネルギーの導入に現在取り組んでおります。その取り組みの中で事業所の負担で太陽光設備の設置・運営を行い、市はその設備により生み出された電気を購入しています。本日も審議いただくのは7番と8番、これまでに受理したものが1番、2番と6番までが10月11月の総会でご議決を頂いたそれぞれの案件で10箇所のうち8箇所が農地、9番10番については非農地ということで現在取り組まれている事業だとご理解ください。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、神指班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員3番） 古川 正俊 委員	農業委員3番古川より、議案第57号の1について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、再生可能エネルギー事業として太陽光発電設備を設置する計画で、賃借権を設定するものです。 農地区分については、原則として、転用の許可をすることが出来ない「農用区域内農地」ですが、申請事業が「営農型太陽光発電設備の設置」で一時転用事業に該当することから、許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、12月18日午前9時10分から、農地部3名、神指班委員1名、事務局1名の計5名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。 続いて、議案第57号の2 農地法第3条関係（賃借権）の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、農業を営む法人に対する、農地の賃借権の設定について許可しようとするものです。 続いて、議案第57号の3 農地法第3条関係（区分地上権）の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、営農型太陽光発電設備の設置に係る区分地上権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月18日午前9時から、神指班委員2名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長） （農業委員5番） 荒井 重隆 委員	次に、荒井班担当委員より2番について報告願います。 農業委員5番荒井より、議案第57号の2番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。

	この案件につきましては、再生可能エネルギー事業として太陽光発電設備を設置する計画で、賃借権を設定するものです。 農地区分については、原則として、転用の許可をすることが出来ない「農用地区域内農地」ですが、申請事業が「営農型太陽光発電設備の設置」で一時転用事業に該当することから、許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、12月18日午前9時45分から、農地部3名、荒井班委員2名、事務局1名の計6名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。 続いて、議案第57号の2 農地法第3条関係（賃借権）の2番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、農業を営む法人に対する、農地の賃借権の設定について許可しようとするものです。 続いて、議案第57号の3 農地法第3条関係（区分地上権）の2番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、営農型太陽光発電設備の設置に係る区分地上権の設定について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、12月18日午前9時から、荒井班委員2名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第57号 営農型太陽光発電設備の設置に係る許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第57号 営農型太陽光発電設備の設置に係る許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第58号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 （農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 大竹 吉弘 委員 折笠 康裕 委員 武田 久美子 委員 （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員
議長（会長）	はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の17ページをお開きください。議案第58号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。 なお、14番の案件につきましては、湊町赤井集落に係る案件となりますが、当該集落においては、国の補助事業活用のため、先行して「地域計画」を策定しており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることができないことから、議案として上程しないこととし、14番を除く151件について審議をお願いするものであります。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番から8番について報告願います。
（農業委員13番） 佐野 和枝 委員	農業委員13番佐野より利用権設定の1番から8番について、ご報告いたします。 1番から3番、7番から8番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定、4番から5番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定、6番の案件につきましては、農業者に対する利用権設定です。

議長（会長） （農業委員18番） 佐々木 隆夫 委員	12月13日午前9時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 次に、旧市・一箕・東山班担当委員より9番から13番について報告願います。 農業委員18番佐々木より利用権設定の9番から13番について、ご報告いたします。 9番の案件につきましては、農家間での利用権設定で、10番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定です。11番の案件につきましては、新規就農者に対する利用権設定で、12番から13番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 12月15日午前12時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 なお、11番の新規就農者につきましては、新規就農予定者事前確認会に旧市・一箕・東山班担当委員が出席し、就農計画や農業に対する意欲等について確認しておりますことを、申し添えます。
議長（会長） （推進委員18番） 春日部 一視委員	次に、高野班担当委員より15番から28番について報告願います。 農業委員4番春日部より、利用権設定の15番から28番について報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、15番から27番は農家間における利用権設定であり、28番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、12月15日午後1時30分より、担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員3番） 古川 正俊委員	次に、神指班担当委員より29番から42番について報告願います。 農業委員3番古川より、利用権設定の29番から42番について報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 なお、32番の案件には南四合地区内の農地を含んでおりますが、面積の大きい神指班より報告いたします。 これらの案件につきましては、29番から32番及び34番から42番は農家間における利用権設定であり、33番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、12月15日午前10時より、担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員7番） 庄司 遼委員	次に、門田班担当委員より43番から52番について報告願います。 農業委員7番庄司より利用権設定の43番から52番について、ご報告いたします。 45番から47番、52番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定、43番から44番、48番から51番の案件につきましては農業者に対する利用権設定です。 12月15日午前9時より、担当委員4名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員6番） 田代 新一委員	次に、大戸班担当委員より53番から55番について報告願います。 推進委員6番田代より利用権設定の53番から55番について、ご報告いたします。 53番、55番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定、54番の案件につきましては、農業者に対する利用権設定です。 12月14日午前8時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員18番） 奈良橋 渉 委員	次に、荒井班担当委員より56番から76番について報告願います。 推進委員18番奈良橋より利用権設定の56番から76番について、ご報告いたします。 56番から69番につきましては農家間における利用権設定であり、70番から76番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 12月16日午後2時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員4番）	次に、川南班担当委員より77番から95番について報告願います。 推進委員4番長谷川より利用権設定の77番から95番について、ご報告いたしま

長谷川 幸栄委員	す。 なお、86 番と 87 番の案件には他の地区の農地を含んでおりますが、面積が大きい川南班より報告いたします。 77 番から 93 番につきましては農家間における利用権設定であり、94 番から 95 番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 12 月 18 日午前 10 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、館ノ内班担当委員より 96 番から 107 番について報告願います。
（農業委員 15 番） 星 俊典委員	農業委員 15 番星より利用権設定の 96 番から 107 番について、ご報告いたします。 96 番から 104 番、106 番から 107 番の案件につきましては、農家間における利用権設定、105 番につきましては農業者年金受給継続のための利用権設定です。 12 月 16 日午後 2 時より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、八田班担当委員より 108 号から 119 番について報告願います。
（農業委員 9 番） 菅井 洋一委員	推進委員 13 番菅井より、利用権設定の 108 番から 119 番について報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 なお、114 番及び 116 番の案件には日橋地区内の農地を含んでおりますが、面積の大きい八田班より報告いたします。 これらの案件につきましては、108 番から 112 番は農家間での利用権設定であり、113 番から 119 番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、12 月 14 日午前 10 時 30 分より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、日橋班担当委員より 120 号から 137 番について報告願います。
（農業委員 9 番） 二瓶 正貴委員	農業委員 8 番二瓶より、利用権設定の 120 番から 137 番について報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 なお、120 番の案件には一箕区地内の農地を含んでおりますが、面積の大きい日橋班より報告いたします。 これらの案件につきましては、120 番から 128 番及び 133 番は農家間での利用権設定であり、126 番、129 番から 132 番及び 134 番から 137 番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、12 月 13 日午前 9 時 30 分より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より 138 号から 152 号について報告願います。
（農業委員 1 番） 長谷川 泰道 委員	農業委員 1 番長谷川より、利用権設定の 138 番から 152 番について報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、138 番から 147 番及び 149 番から 151 番は農家間での利用権設定であり、148 番及び 152 番は農業を営む法人に対する利用権設定です。申請内容につきましては、12 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （高橋 一浩委員 挙手）
（推進委員 10 番） 高橋 一浩 委員	11 番の外国人であるハミード・サジ氏が新規就農に至った経緯を教えてください。また、新規就農する予定である外国人が他にもいるのか。
農業委員会事務局	新規就農担当がこの場にはいないため、全員協議会で担当から改めて経過の説明をします。
議長（会長）	よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第 58 号 農用地利用集積計画については、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 58 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。 （退席した委員が入室）

議長（会長）	次に、議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてを議題とし、事務局及び農政部農政課の説明をを求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 28 ページをお開きください。 議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について でありませんが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和 6 年 12 月 1 日付け、6 農政第 1156 号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 59 号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。12 月総会の案件は、一般地区になります。 29 ページをご覧ください。一般地区になります。農地中間管理権の再設定になりますが、4 番につきましては耕作者の変更があったものです。 なお、本契約内容につきましては今年度策定予定の地域計画に反映する予定となっております。詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画（案）について は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 41 号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第 38 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、ご報告いたします。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 11 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、報告第 39 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の 1 番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。 次に、報告第 40 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の 1 番から 6 番について、報告いたします。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 なお、都市計画法上の留意事項といたしまして、備考欄のとおり意見が付されております。 次に、報告第 41 号「農地の地目変更登記に係る照会への対応について」ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、「現況地目が非農地」であると確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し回答書を送付したところであり、同条第 2 項の定めにより報告するものであ

議長（会長）	ります。報告は以上です。 報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午後2時25分 閉会を宣言する。）
--------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

会津若松市農業委員会 会長

農業委員 1 番

農業委員 18 番